

魚沼市プレミアム認定要綱

(目的)

第1条 特に優れた魚沼市産品及びその生産者を魚沼市プレミアムとして認定し、情報発信することにより、魚沼市の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業等の生産者の意欲を高めることにより地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚沼市産品 原則として魚沼市内で生産又は製造されたものをいう。
- (2) 生産者 農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、原則として魚沼市内に主たる事業所を有するものをいう。

(認定基準)

第3条 魚沼市プレミアム認定協議会(以下「認定協議会」という。)は、魚沼市産品及びその生産者を魚沼市プレミアムとして認定するにあたってその認定基準を定めなければならない。

(認定対象及び認定申請資格)

第4条 魚沼市プレミアムの認定の対象及び認定の申請を行うことができる資格のある者は、次のとおりとする。

- (1) 認定の対象 魚沼市産品及びその生産者
- (2) 認定の申請を行うことができる資格のある者 認定の対象となる魚沼市産品の生産者であって、かつ魚沼市が賦課徴収するすべての税と消費税及び地方消費税に滞納がない者。

(認定の申請)

第5条 認定協議会は、令和4年(2022)度から西暦の偶数年度に期間を定めて魚沼市プレミアム認定の申請を受け付けるものとする。

2 魚沼市プレミアムの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚沼市プレミアム認定申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を認定協議会に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 魚沼市プレミアム認定申請調書(様式第2号)

ただし、既に認定されている産品を改良した商品の申請を行う場合、および認定されている産品に種もしくは品種を追加で申請する場合は様式第2の2号とする。

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあつては、代表者の住民票

個人にあつては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等が分かる書類

(4) 認定を受けようとする魚沼市産品の概要が分かる書類

(5) その他会長が必要と認める書類

(認定の審査)

第6条 会長は、前条の申請があつた場合は、第3条の認定基準に基づく適合審査(以下「認定審査」という。)を行うものとする。

2 認定審査は、会長が指名する審査員により、申請書等その他必要な事項について審査を行うものとする。

3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 会長は、認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して魚沼市プレミアム認定審査結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 会長は、認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して魚沼市プレミアム認定審査結果通知書(様式第6号)によりその理由を付して通知するものとする。

(認定の再申請)

第7条の2 会長は、前条により認定基準に適合しないと認められた申請について、申請年度の翌年度に再申請を受け付けるものとし、再申請があつた場合は、認定審査を行うものとする。ただし、再申請があつた市産品の認定審査及びその審査結果については、次の各号に掲げる事項を除き、第6条及び第7条の規定を準用する。

(1)再申請者は、魚沼市プレミアム認定再申請書(様式第13号)を認定協議会に提出しなければならない。

(2)再申請のあった商品の認定審査は、協議会委員により行うものとする。

(認定及び認定証の交付)

第8条 第7条第1項の通知を受けた者は、会長が指定する日までに宣誓書(様式第7号)を提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による宣誓書の提出のあった場合は、第3条の認定基準に照らし、認定を決定するものとする。

3 会長は、前項の規定により、当該魚沼市産品及びその生産者を魚沼市プレミアムとして認定し、魚沼市プレミアム認定証(様式第8号)(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定の公表等)

第9条 会長は、魚沼市プレミアムとして、認定した魚沼市産品(以下「認定品」という。)及び認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の内容及び認定理由等を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定事業者は、認定に係る内容の変更が生じるときは、魚沼市プレミアム変更認定申請書(様式第9号の1)により、速やかに会長に提出しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する軽微な変更をするときは、この限りではない。

(1) 氏名又は名称又は代表者を変更したとき

(2) 認定品の商品名を変更したとき

(3) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき

(4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項で認定内容の実質的な変更を伴わない変更が生じたとき

2 認定事業者は、前項各号の一に該当する認定に係る内容の変更が生じたときは、魚沼市プレミアム認定申請事項変更届出書(様式第9号の2)により、速やかに会長に提出しなければならない。

3 第6条、第7条及び第9条の規定は、第1項の認定内容の変更について準用する。この場合において、第7条第1項中「魚沼市プレミアム認定審査結果通知書(様式第5号)」とあるのは「魚沼市プレミアム変更認定通知書(様式第9号の3)」、同条

第2項中「魚沼市プレミアム認定審査結果通知書(様式第6号)」とあるのは「魚沼市プレミアム変更認定審査結果通知書(様式第9号の4)」と読み替えるものとする。

(事業実績状況報告)

第11条 認定事業者は、毎年度終了後1月以内に、前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等その他会長が指定する事項について、魚沼市プレミアム事業実績状況報告書(様式第10号)により会長に報告しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第12条 会長は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(認定の取消)

第13条 会長は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
 - (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (4) 第10条の規定による届出又は第11条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。
 - (5) 第12条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
 - (6) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。
 - (7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。
- 2 会長は、認定を取り消す場合は、その対象となる市産品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。
- 3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された者は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(認定の有効期間及び認定更新)

第14条 第8条第2項の規定による認定の有効期間は、認定した日から認定した日の属する年度から3年目の3月31日までとする。ただし、米(魚沼市産コシヒカリ)、ユリ、及び再審査により認定された魚沼市産品認定の有効期間は次のとおりとする。米の認定の有効期間は、認定年度の属する年度とその翌年度に生産された米とする。ユリの認定の有効期間は、認定した日が属する年度から2年目の3月31日までとする。

- 2 前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、米(魚沼市産コシヒカリ)及びユリを除き、認定の更新申請を受け付けるものとする。ただし、前条による認定の取消があつたときを除く。
- 3 更新申請者は、魚沼市プレミアム認定更新申請書(様式第14号)を認定協議会に提出しなければならない。
- 4 更新の申請があつた市産品については、協議会委員を審査員として更新審査を行うものとする。会長は、更新審査で認定基準に適合すると認められた認定事業者に対して、魚沼市プレミアム認定審査結果通知書(様式第5号)により審査結果を通知し、認定証を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第15条 認定事業者は、認定証を紛失又は破損したときには、魚沼市プレミアム認定証再交付申請書(様式第11号)を速やかに会長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定の表示)

第16条 認定事業者は、認定品及び自らが魚沼市プレミアムとして認定を受けたものであることを表示することができる。

- 2 認定の表示に関しては、別に定める魚沼市プレミアム認定表示取扱基準によるものとする。

(認定事業者の責務)

第17条 認定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、魚沼市に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。
 - (2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
 - (3) 第12条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
- 2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、魚沼市プレミアム事故等発生通知書(様式第12号)により、早急に会長に報告しなければならない。

(米の認定特例)

第18条 米(魚沼産市コシヒカリ)の認定にあつては、第5条及び第7条並びに第8

条の規定によらず、毎年度申請を受け付け、必要な通知等は別に定めるものとする。

(ユリの認定特例)

第19条 ユリ(魚沼市産ユリ)の認定にあつては、第5条及び第7条並びに第8条の規定によらず、新潟県花きコンテスト(切花共進会の部)で農林水産大臣賞を受賞した生産者の栽培するユリを認定する。

2 前項の規定による認定は、当該年度内に受賞したユリ及び生産者に対してのみ行うこととする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

附 則 (令和5年6月14日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日において、令和4年度に第19条第1項の規定による認定の基準を満たしていたユリ及びその生産者に対しては、この要綱の施行の日をもって認定することとする。

附 則 (令和5年8月31日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年度は認定審査を行うものとする。

3 令和5年度に第8条第2項の規定により認定となった商品の認定の有効期間については、第14条第1項の規定にかかわらず認定した日から認定した日の属する年度から4年目の3月31日までとする。

附 則 (令和5年10月12日)

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

附 則 (令和6年5月28日)

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

様式第1号

魚沼市プレミアム認定申請書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

魚沼市プレミアム認定要綱第5条の規定により、魚沼市プレミアムの認定を受けたいので申請します。

様式第2号

魚沼市プレミアム認定申請調書

1. 申請者の概要

年 月 日現在

フリカゝナ 法人等の名称			
所在地	〒		
フリカゝナ 代表者			
設立年月日（注）	年 月 日		
資本金等	千円	従業員数	人
U R L	http://		
経営理念			
主な事業内容			
申請に関する 担当者連絡先	担当者名		部署
	電 話	(内線)	
	F A X		
	E-mail	@	

（注）個人にあつては、事業開始年月日

2. 申請する魚沼市産品

申請市産品名 (商品名)	
-----------------	--

3. コンセプト、独自性・主体性

申請品がもつ歴史、背景	申請品がもつ魚沼市とのかかわり(魚沼市の自然条件の活用、魚沼市の伝統技術の活用、魚沼市との歴史的なつながりなど)について記入してください。
品質、機能における特徴	申請品の品質、機能(味や栄養など)について、その特徴や他の商品との違いを具体的に記入してください。 他産地産など同種の品目との比較や差異を記入して下さい。
生産や流通における特徴	申請品の生産方法、素材の調達方法、流通方法について、その特徴や他の商品との違いを具体的に記入してください。 コンセプトである“自然を生かす技術”にかかわる取組(魚沼市の自然条件や伝統的な技術を生かした取組)について記入してください。 ターゲットとしている消費者層など流通販売における考え方を記入してください。 生産方法や流通方法の改善に向けた情報収集や研究活動を行っている場合はあわせて記入してください。
商品イメージ、販売方法の特徴	営業活動、申請品のデザインやネーミングにおける工夫や特徴があれば記入してください。 商標や特許など知的財産権を取得している場合は、取得している権利名とその取得に至った理由についても記入してください。

4. 信頼性

品質管理	品質を維持する(守る)ための生産、製造、流通、販売における管理方法について記入してください。
安全・安心への取組	苦情、事故対応など安全に関する社内での責任体制(危機管理体制)について具体的に記入してください。 トレーサビリティ、情報公開など消費者に対して信頼性を確保するための取組を記入してください。 また、従業員教育など社内における推進体制も記入してください。 第三者認証の取得があれば記入してください。

5. 市場性

消費者・取引先の 評価	申請品の販売実績につながっている主たる顧客層や地域などを記入してください。 取引先や消費者から評価、または、ブランドとして支持されている項目、ポイントがあれば記載して下さい。 申請品が属する市場の状況を統計データや関係資料を用いて明らかにし、申請品目の市場での評価、位置付けを示して下さい。 生産量、販売量、販売額などの過去3年間の推移を合わせて記入して下さい。
販売体制	申請品の販売チャネルについて、申請品を取り扱っている店舗、事業者(取引業者)について記入して下さい。 通信販売の実施状況などについても記入して下さい。特に消費者向けの販売チャネルについては具体的に記載して下さい。 自社店舗で販売している場合には、そのことも記載して下さい。

6. 将来性

ブランド力の維持発展	申請品の維持、発展に対する考え方と今後の計画について記入して下さい。
事業計画	生産量、販売量、販売額等の過去3年間の推移を踏まえつつ、次期、次々期の生産量、販売量、販売額の予想(目標)数値を示して下さい。 また、5年から10年程度の長期的な計画または考えを記入して下さい。

7. その他

特記事項があれば記入して下さい。
(各種の受賞、表彰歴等)

様式第2の2号

魚沼市プレミアム認定申請調書

1. 申請者の概要

年 月 日現在

魚沼市プレミアム 認 定 番 号		認定品目	
フリカゝナ 法人等の名称			
所 在 地	〒		
フリカゝナ 代 表 者			
設立年月日（注）	年 月 日		
資 本 金 等	千円	従業員数	人
U R L	http://		
経 営 理 念			
主 な 事 業 内 容			
申 請 に 関 す る 担 当 者 連 絡 先	担当者名		部署
	電 話	(内線)	
	F A X		
	E-mail	@	

（注）個人にあつては、事業開始年月日

2. 申請する魚沼市産品

申請市産品名 (商品名)	
認定品を改良した商品名 (もしくは、追加する種・品種名)	

3. コンセプト、独自性・主体性

「認定品の改良内容」 (もしくは、「追加で申請する種もしくは品種の特徴」)	認定品を改良した背景や、改良した内容(デザイン、機能、品質など)を具体的に記入してください。 (種もしくは品種を追加で申請する場合は、その特徴や認定品との違いを具体的に記入してください。)
申請品がもつ歴史、背景	申請品がもつ魚沼市とのかかわり(魚沼市の自然条件の活用、魚沼市の伝統技術の活用、魚沼市との歴史的なつながりなど)について記入してください。
品質、機能における特徴	申請品の品質、機能(味や栄養など)について、その特徴や他の商品との違いを具体的に記入してください。 他産地産など同種の品目との比較や差異を記入して下さい。
生産や流通における特徴	申請品の生産方法、素材の調達方法、流通方法について、その特徴や他の商品との違いを具体的に記入してください。 コンセプトである“自然を生かす技術”にかかわる取組(魚沼市の自然条件や伝統的な技術を生かした取組)について記入してください。 ターゲットとしている消費者層など流通販売における考え方を記入してください。 生産方法や流通方法の改善に向けた情報収集や研究活動を行っている場合はあわせて記入してください。
商品イメージ、販売方法の特徴	営業活動、申請品のデザインやネーミングにおける工夫や特徴があれば記入してください。 商標や特許など知的財産権を取得している場合は、取得している権利名とその取得に至った理由についても記入してください。

4. 信頼性

品質管理	品質を維持する(守る)ための生産、製造、流通、販売における管理方法について記入してください。
安全・安心への取組	苦情、事故対応など安全に関する社内での責任体制(危機管理体制)について具体的に記入してください。 トレーサビリティ、情報公開など消費者に対して信頼性を確保するための取組を記入してください。 また、従業員教育など社内における推進体制も記入してください。 第三者認証の取得があれば記入してください。

5. 市場性

消費者・取引先の評価	申請品の販売実績につながっている主たる顧客層や地域などを記入してください。 取引先や消費者から評価、または、ブランドとして支持されている項目、ポイントがあれば記載して下さい。 申請品が属する市場の状況を統計データや関係資料を用いて明らかにし、申請品目の市場での評価、位置付けを示してください。 生産量、販売量、販売額などの過去3年間の推移を合わせて記入して下さい。
販売体制	申請品の販売チャネルについて、申請品を取り扱っている店舗、事業者(取引業者)について記入してください。 通信販売の実施状況などについても記入してください。特に消費者向けの販売チャネルについては具体的に記載して下さい。 自社店舗で販売している場合には、そのことも記載して下さい。

6. 将来性

ブランド力の維持発展	申請品の維持、発展に対する考え方と今後の計画について記入してください。
事業計画	生産量、販売量、販売額等の過去3年間の推移を踏まえつつ、次期、次々期の生産量、販売量、販売額の予想(目標)数値を示してください。 また、5年から10年程度の長期的な計画または考えを記入してください。

7. その他

特記事項があれば記入してください。 (各種の受賞、表彰歴等)

様式第3号

誓 約 書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

魚沼市プレミアム認定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、魚沼市プレミアムの認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

(申請者)

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

㊞

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

記

- 1 魚沼市プレミアム認定要綱第4条に規定する要件を満たしていますので、申請資格を有しています。
- 2 魚沼市プレミアム認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

様式第5号

第 号
年 月 日

申請者あて

魚沼市プレミアム認定協議会
会 長 ⑩

魚沼市プレミアム認定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった魚沼市プレミアム認定について審査した結果、
下記のとおり認定することとしましたので通知します。

なお、認定にあたり、魚沼市プレミアム認定要綱第8条に規定する宣誓書を
年 月 日までに提出してください。

記

1 魚沼市産品名

2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

3 理由及び意見

様式第6号

第 号
年 月 日

申請者あて

魚沼市プレミアム認定協議会
会 長 ⑩

魚沼市プレミアム認定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった魚沼市プレミアム認定について審査した結果、下記の理由により認定することはできませんでしたので通知します。

記

1 魚沼市産品名

2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

3 理由及び意見

様式第7号

宣 誓 書

魚沼市プレミアム認定を受けるにあたり、魚沼市プレミアム認定要綱を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 認定を受けた魚沼市産品の生産、製造又は販売等を通じて、当該魚沼市産品の情報発信を積極的に行い、魚沼市に対するイメージの向上につなげるよう努めます。
- 2 認定を受けた魚沼市産品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めます。
- 3 認定を受けた魚沼市産品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

申請者 住 所

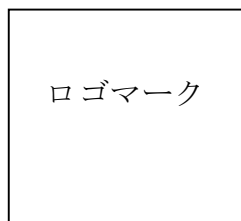
(法人、団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあっては名称及び代表者の職氏名)

様式第8号

魚沼市プレミアム認定証



認定番号 第 号

有効期限 令和 年 月 日

市産品名

事業者名

上記の市産品および事業者を魚沼市プレミアム認定要綱に
よる「魚沼市プレミアム」として認定します

令和 年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長 内田 幹夫

様式第9号の1

魚沼市プレミアム変更認定申請書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

魚沼市プレミアム認定要綱第10条第1項の規定により認定を受けた魚沼市プレミアムの変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 の 内 容	新	
	旧	
変更しようとする背景・理由		
変更に伴うブランド管理への影響		

担 当 者 連 絡 先	担当者名		部署	
	電 話	(内線)		
	F A X			
	E - m a i l	@		

様式第9号の2

魚沼市プレミアム認定申請事項変更届出書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

魚沼市プレミアム認定要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	新	
	旧	
変 更 理 由		

担 当 者 連 絡 先	担当者名		部署	
	電 話	(内線)		
	F A X			
	E - m a i l	@		

＊その他変更内容に関する資料があれば、添付すること。

第 号
年 月 日

申請者あて

魚沼市プレミアム認定協議会
会 長 ⑩

魚沼市プレミアム変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚沼市プレミアム変更認定について審査した結果、下記のとおり変更認定することとしましたので通知します。

記

1 魚沼市産品名

2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

3 理由及び意見

様式第9号の4

第 号
年 月 日

申請者あて

魚沼市プレミアム認定協議会
会 長 ⑩

魚沼市プレミアム変更認定審査結果通知書

月 日付けで申請のあった魚沼市プレミアム変更認定について審査した結果、
下記の理由により変更認定することはできませんでしたので通知します。

記

1 魚沼市産品名

2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

3 理由及び意見

様式第10号

魚沼市プレミアム事業実績状況報告書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

認定番号 第 号

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

魚沼市プレミアム認定要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	生産・販売量	販 売 額	情報発信の取組状況・実績等
4 月	kg	万円	広告宣伝、取材、取扱店等販路拡大、物産展等イベント出展等の実績を記入)
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			認定事業者が承認した取引先等の一覧
3 月			
計			

特記事項

* 特記事項には、魚沼市プレミアムに関する取引先や消費者の声、クレーム等の有無及び その概要等を記載すること

様式第11号

魚沼市プレミアム認定証再交付申請書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

認定番号 第 号

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

魚沼市プレミアム認定要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり認定証の再交付を申請します。

記

認 定 番 号	第 号	
認 定 品 名		
認 定 事 業 者	住所	
	氏名	
再交付が必要な理由		

様式第12号

魚沼市プレミアム事故等発生通知書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

認定番号 第 号

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

魚沼市プレミアム認定要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号	第 号	
認 定 品 名		
認 定 事 業 者	住所	
	氏名	
事 故 等 の 内 容		
対 応 方 針 又は 処 理 結 果		

魚沼市プレミアム認定再申請書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

申請者
住 所
（法人、団体にあつては主たる事務所の所在地）
氏 名 ⑩
（法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名）

魚沼市プレミアム認定要綱第7条の2の規定の規定により、魚沼市プレミアムの認定を受けたいので次のとおり再申請します。

1. 申請市産品

年 月 日現在

申請市産品名 （商 品 名 ）	
前回の認定審査日	令和 年 月 日

2. 前回の審査会からの変更事項等

変 更 事 項 等	以下項目についてを記入してください。 ・ 前回の審査会での審査員からの指摘事項とそれに対する対応 ・ その他前回の審査会から変更した事項
-----------	--

そ の 他 アピール事項	上記事項を変更したことによる販売実績の変化などのアピール事項を記入ください。
-------------------------	---

3. 今後の展望

ブランド力の 維持 発 展	申請品の維持、発展に対する考え方と今後の計画について記入してください。
事 業 計 画	生産量、販売量、販売額等の過去3年間の推移を踏まえつつ、次期、次々期の生産量、販売量、販売額の予想(目標)数値を示してください。 また、5年から10年程度の長期的な計画または考えを記入してください。

様式第 14 号

魚沼市プレミアム認定更新申請書

年 月 日

魚沼市プレミアム認定協議会長あて

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

魚沼市プレミアム認定要綱第14条の規定により、魚沼市プレミアムの更新認定を受けたいので次のとおり更新申請します。

1. 認定後の実績等

年 月 日現在

申請市産品名 (商 品 名)		
認 定 番 号 ・ 認 定 日	認定番号 第 号	令和 年 月 日
変 更 事 項	前回の審査会から変更した事項をご記入ください。 また、前回の審査会での審査員からのアドバイスとそれに対する変更 (又は対応)を併せてご記入ください。	

消費者・取引先の評価の変化	以下項目について、特に認定後（又は更新認定後）から変化した項目について重点を置いて記入してください。 ・生産量、販売量、販売額などの過去3年間の推移 ・申請品の販売実績につながっている主たる顧客層や地域など ・取引先や消費者から評価、または、ブランドとして支持されている項目、ポイントなど ・申請品が属する市場の状況を統計データや関係資料を用いて明らかにしたうえでの申請品目の市場での評価、位置付け
販売体制の変化	以下項目について、特に認定後（又は更新認定後）から変化した項目について重点を置いて記入してください。 ・申請品の販売チャネルについて、申請品を取り扱っている店舗（自社店舗も含む）、事業者（取引業者） ・通信販売の実施状況など（特に消費者向けの販売チャネルについては具体的に記載して下さい。）

売上の変化が分かる資料等があれば本申請書と併せてご提出ください。

2. 今後の展望

ブランド力の維持発展	申請品の維持、発展に対する考え方と今後の計画について記入してください。
事業計画	生産量、販売量、販売額等の過去3年間の推移を踏まえつつ、次期、次々期の生産量、販売量、販売額の予想(目標)数値を示してください。また、5年から10年程度の長期的な計画または考えを記入してください。